

ふじみ野市における今後の社会教育の 在り方について

～ 「これからの社会教育が、共に生きる豊かな地域社会を
構築していく役割を担っていくうえで必要なものは何か」 ～

答 申

ふじみ野市社会教育委員会議

平成31年1月21日

目 次

はじめに

- 1 国（文部科学省）の答申等で示されている社会教育の方向性について・・・1～4
- 2 ふじみ野市の社会教育の現状について・・・・・・・・・・・・・・4～7
 - (1) 地域課題の解決に向けた社会教育施設（公民館）の役割
 - (2) 公民館等の社会教育施設活用実態と課題
- 3 ふじみ野市における社会教育の在り方について・・・・・・・・・・・・7～10
 - (1) 社会教育が担うべき役割
 - (2) 地域課題の捉え方
 - (3) ふじみ野市における社会教育の資源（「人材」「事業」「施設」）活用
 - ① 「人材」「事業」「施設」をつなぐ人材の育成
 - ② 地域のファシリテータ、コーディネータの育成
 - ③ 人材育成のための研修会・講習会等の開催
 - (4) 社会教育と生涯教育の関わりの明確化
 - ① 社会教育施設と市民交流プラザ及びコスモスホールの役割の違い
 - ② 「公民館」と「市民交流プラザ」の比較
- 4 ふじみ野市における今後の社会教育を充実するための提案について・・・・10～15
 - (1) これからの社会教育が担うべき役割（概念図1）
 - (2) これからの社会教育活動のアクションプラン（概念図2）
 - (3) 地域協働学校推進のために社会教育が果たすべき役割（概念図3）

おわりに

<資 料>

- ・ 諮問書
- ・ 審議の経過
- ・ ふじみ野市社会教育委員会議委員名簿

平成31年 1月21日

ふじみ野市教育委員会
教育長 朝 倉 孝 様

ふじみ野市社会教育委員会議
議 長 斎 藤 宏

ふじみ野市における今後の社会教育の在り方について(答申)

～「これからの社会教育が、共に生きる豊かな地域社会を
構築していく役割を担っていくうえで必要なものは何か」～

平成30年6月14日付、ふじみ野市教育委員会(ふ教社第226号)から諮問を受けました標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

はじめに

平成17年10月1日(2005年)に旧上福岡市と旧大井町の合併により、新市「ふじみ野市」がスタートしてすでに13年の歳月が経過しました。この間、本市は東京都心から約30km圏の地の利の良さから、「住みよさランキング2016」(東洋経済)では埼玉県の住みよい街の1位となるなど、人口の増加とともに市民の期待度の高い街になっています。

このような中で、行政と市民が協働するまちづくり基本理念でもある「まなびで つながり ひろがる 人と地域を育むまち ふじみ野」の具現化のために、社会教育の充実・推進は大変重要な取り組みとなっております。

ふじみ野市社会教育委員会議は、平成30年6月14日にふじみ野市教育委員会教育長より「ふじみ野市における今後の社会教育の在り方について」の諮問を受けました。これは、共に生きる豊かな地域社会を構築していくうえで、社会教育が担うべき役割は何かという問いでもあります。これは高度経済成長期以来の地域社会の変容、地域の都市化への急激な進展等による地域社会の構成要素の変化をどう捉え、どう対応し、どう協働の新しい地域社会を再構築していくかという課題でもあります。

そこで、答申案作成に関わる調査・研究と素案作りのために専門委員会を設置し、これまで5回にわたる委員会を開催し、日本の社会教育に関わる答申等の内容確認と今後の方向性について把握してきました。更に社会教育課、協働推進課、公民館3館長から、平成27年に社会教育課と協働推進課に生涯学習分野が分離した後の現状と課題について意見聴取を行い、素案を作成し、これを社会教育委員会議にて審議し、今回この答申となりました。

ふじみ野市教育委員会におかれましては、「まちづくりの基本は人づくり」であり、新しい公共の創生と知の循環の核としての社会教育の重要性をご理解いただき、答申内容に在りますアクションプランを、ふじみ野市教育振興基本計画の施策構築に反映していただけますことを期待しております。

平成31年 1月21日

ふじみ野市社会教育委員会議
議長 齋藤 宏

1 国（文部科学省）の答申等で示されている社会教育の方向性について

文部科学省は、これまでに社会教育・生涯学習に係る様々な答申等を公表されていますが、特に、下記に抜粋した答申等には、これからの社会教育行政の在り方に関する方向性が明示されています。そこで、本専門委員会としては、これらの答申等についての基本的な理解・認識をもとに、ふじみ野市における今後の社会教育の在り方について検討することにしました。

以下、それぞれの答申等における記述内容の抜粋です。特に、.....線部の記述に注視していく必要があります。

<地方分権時代における教育委員会の在り方について>（平成 17 年 1 月教育制度分科会地方教育行政部会まとめ）一部抜粋

教育に関する事務の中で首長から独立して執行する必要があるものとしては、教育の政治的中立性の確保及び教育の自主性の尊重のために当然に必要であると考えられる 1. 学校や社会教育機関における教育内容に関すること、（以下、2～5省略）などがある。このため、学校教育及び社会教育に関する事務は、引き続き教育委員会が担当するものとして存置すべきである。

このうち社会教育は主として公民館、図書館、博物館において行われているが、公民館が自主事業として実施する各種の講座は、学校における教育活動と同様に人格形成に直接影響を与えるものであり、対象が成人であったとしてもその内容については政治的中立性の確保が必要となる。また、図書館、博物館についても、図書や展示資料の選択については政治的中立性がが要請されるものである。

<新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策について>（平成 25 年 2 月中央教育審議会答申）一部抜粋

「社会教育に関する事務については、これまでの本審議会答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保等の必要性のほか、前述のとおり学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみると、教育委員会が所管することが適当であると考えられる。また、地方公共団体の長と教育委員会の関係については、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しない限度において地方公共団体の事務の能率的処理等を促進する補助執行等の仕組みがすでに存在しており、弾力的な事務の執行を行うことは可能となっている。

なお、社会教育施設の所管に関しては、地方公共団体の長へ改めてもよいとする指摘がある一方で、社会教育施設は多様で自主的な教育活動を助長することを目的とするものであり、政治的中立性の確保の観点から教育委員会の所管が望ましいという指摘もある。社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これらを踏まえ、学校施設の管理及び整備に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある。

<社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ（審議の整理）>（平成 25 年 9 月生涯学習分科会）一部抜粋

地方教育行政の在り方の方向性については、今後、中央教育審議会教育制度分科会での結論を待つ必要があるが、教育委員会制度がどのような形になったとしても、社会教育行政を展開していく上では、教育委員会制度の趣旨とされている①教育の政治的中立性の確保、②継続性・安定性の確保、③地域住民の意向の反映といった教育の特性への配慮については、学校教育と比べるとその度合いに強弱はあるとしても、引き続き担保する仕組みを構築する

必要がある。(以下、省略)

また、第2期教育振興基本計画においても、学校、家庭、地域社会が連携・協力して子供を育成していくことがますます重要となる旨記載されているように、社会教育と学校教育は生涯学習社会の構築を担う両輪として、基本的に今後も一体となって執行されることが望ましいと考えられる。

一方、社会教育行政については、近年、地域づくりの観点や福祉の観点、男女共同参画の観点、青少年の健全育成の観点など首長部局との関係も深く、首長部局で担当する場合は、他の行政分野における諸施策との連携・協力を通じて、地域の多様な社会教育活動が一層促進されるとともに社会教育行政における新規事業の立ち上げが活性化するなどの利点も見込まれる。(以下、省略)

社会教育に関する事務については、学校教育との連携や生涯学習社会の構築の観点から、学校教育行政と一体として担当することの利点が大いものと考えられる。一方、自治体の組織編制における自由度を拡大する観点から、地方自治体の実情や行政分野の性格に応じ、自治体の判断により、首長が担当することを選択できるようにするなどの弾力化を図っていくことも一考に値すると考えられる。ただし、その場合、社会教育行政が首長部局の他の行政分野の中に埋没し、憲法で保障された教育の機会均等の原則や教育基本法第1条で規定された教育の目的を学校教育以外の領域で実現するという社会教育行政の本来の目的が見失われることがないよう、前述のように教育の特性への配慮について引き続き担保する何らかの仕組みを検討する必要がある。

<公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ> (平成30年7月9日中央教育審議会生涯学習分科会) 一部抜粋

1. 社会教育を教育委員会が所管していることについて

- 地方の社会教育に関する事務は、戦後、教育委員会の所管とされ、社会教育は、学校教育以外の場における学習の機会を提供し、国民の豊かな人生の実現や地域における「人づくり」を通じた社会の発展に寄与してきた。
- 我が国社会の大きな変化の中で、個人の人生の充実と社会の持続的な発展のためには、「生涯学習社会」の実現が必要。その際、新学習指導要領において「社会に開かれた教育課程」の実現が目指されていること、平成29年の社会教育法改正により学校と地域の一層の連携が求められていること、社会人の学び直しによる生涯を通じた能力の開発等が求められていることなどを踏まえれば、国・地方を問わず、学校教育と社会教育の連携・融合を図りながら、横断的・総合的な視点で教育行政を展開していくことが一層重要。
- このような観点から、社会教育に関する事務については、今後とも教育委員会が所管することを基本とすべきと考える。
- また、地域を担う力を持った人づくりを進める上で社会教育の果たすべき役割は大きく、今後、地方公共団体の長が所管する行政分野においても、社会教育行政とも密接に連携しつつ、その施策の中に学びを通じた人づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要と考えられる。

2. 今後の社会教育施設に求められる役割

- 今後の社会教育施設は、地域の学習と活動の拠点としてのみならず住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組の拠点としても位置付けられるべき。
- 例えば、公民館は、住民が主体的に地域課題を解決していくための学習と活動の拠点、

地域コミュニティのセンター的役割などをより積極的に果たすべき。図書館は、他部局とも連携した個人のスキルアップや就業等の支援や、住民のニーズに対応できる情報拠点、地域住民の交流の拠点としての機能などを強化すべき。博物館は、「社会に開かれた教育課程」に向けた学校との連携や地域住民の学習と活動の支援の強化などのほか、観光等を通じた国際理解の増進や経済活性化の観点からも役割が期待される。

3. 公立社会教育施設の所管に関する特例を設けることについて

＜他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性＞

(1) 特例を設けることについて

- 社会教育施設の事業等と、まちづくりや観光等の関連する事業等を一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現し、地方行政全体としてより大きな成果を上げる可能性がある。
- 福祉、労働、産業、観光、街づくり、青少年健全育成等の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等を公立社会教育施設で活用できるようになることで、社会教育行政全体の活性化にもプラスとなる可能性がある。
- 社会教育の新たな担い手として、まちづくりや地域の課題解決に熱意を持って取り組んでいるがこれまで社会教育とはかかわりのなかった人材の育成・発掘や社会教育への参画にもつながる可能性がある。
- 例えば、公民館は、様々な行政分野が交わる地域づくりの拠点、社会教育を支える拠点としての機能、図書館は、住民交流やまちづくりの拠点、様々な分野の情報拠点としての機能、博物館は、観光分野等との密接な連携による運営充実や地域振興の機能のそれぞれについて強化につながる可能性がある。

＜施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性＞

- 施設の整備に関しては、首長部局が中心となって行っている社会資本整備計画等に社会教育施設を位置付けることにより、より戦略的な整備が進む可能性がある。
- 施設の運営に関しても、様々な分野の施設が複合した形で整備されている場合にその所管を一元化することで、当該施設の運営がより効率的に行える可能性がある。

(2) 社会教育の適切な実施の確保の在り方について（省略）

(3) 本分科会としての考え方

- 以上を踏まえ、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会が所管することを基本とすべきであるが、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべきと考える。

(4) 地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点（省略）

4. 社会教育の一層の振興について（省略）

これらの答申等において示されている今後の社会教育行政の在り方や方向性については、下記のように捉えることができると考えます。

- 生涯学習支援に係る行政については、首長が行うことを可能としつつも、社会教育に関する事務は教育委員会が担当することが適切であること。
- 教育委員会制度の趣旨とされている①教育の政治的中立性の確保、②継続性・安定性の確保、③地域住民の意向の反映といった教育の特性への配慮については、学校教育と比べるとその度合いに強弱はあるとしても、引き続き担保する仕組みを構築する必要があること。
- 社会教育施設は、地域の学習と活動の拠点としてのみならず住民主体の地域づく

り、持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組の拠点としても位置付けられるべきであること。

- 地方公共団体の長が所管する行政分野においても、社会教育行政とも密接に連携しつつ、その施策の中に学びを通じた人づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要であること。
 - ・ 社会教育施設の事業等と、まちづくりや観光等の関連する事業等を一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現し、地方行政全体としてより大きな成果を上げる可能性がある。
 - ・ 福祉、労働、産業、観光、街づくり、青少年健全育成等の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等を公立社会教育施設で活用することで、社会教育行政全体の活性化にもプラスとなる可能性がある。
- 地方自治体の実情や行政分野の性格に応じ、首長が担当するなどの弾力化を図っていく場合には、社会教育行政が首長部局の他の行政分野の中に埋没し、憲法や教育基本法で規定された教育の目的を学校教育以外の領域で実現するという社会教育行政の本来の目的が見失われることがないように、教育の特性への配慮について担保する何らかの仕組みづくりが必要であること。

つまり、今日の社会状況は、地域課題の多様化・複雑化、さらには高度に専門化しており、より一層個人の要望や社会の要請に応え、まちづくり、地域づくり、人づくりのために、その主要な役割として関わる社会教育の重要性はまったく変わるのではなく、むしろその重要性は増しているものと捉えることができます。

この点を再確認しながら、本市において、幅広い世代の市民が知の循環型社会の構築にふさわしい学びのプロセスを通して、地域づくりの主体として地域課題の解決に向けた取組みを推進していくためには、これまでの社会教育行政の在り方のどこに課題があったのかを検証し、「個人の要望」「社会の要請」に即した学習環境の構築に係る具体的な方策が必要であると考えます。

以下、ふじみ野市の現状を踏まえながら、これからの社会教育の在り方、社会教育行政の果すべき役割等について考察してみることになります。

2 ふじみ野市の社会教育の現状について

社会教育施設は、「社会教育の奨励に必要な施設（社会教育法第3条）」であって、社会教育活動に利用される施設、社会教育行政が所管する施設であると捉えられます。

本市では、教育委員会が所管する施設として、「公民館、図書館、資料館」がありますが、社会教育法第9条には「図書館及び博物館は社会教育のための機関とする。」「図書館及び博物館に関し、必要な事項は別に法律をもって定める。」として、図書館法や博物館法が定められていますので、社会教育法第5章に詳細（第20条～第42条）にわたって規定されている公民館の扱いとは異なるものと捉えられますので、ここでは公民館を中心に考察してみたいと思います。

(1) 地域課題の解決に向けた社会教育施設(公民館)の役割

公共の社会教育施設等には、その施設の設置に関する法的根拠があることから、設置目的に即した活用が求められますが、今日の社会情勢の変化の中にあっては、その設置目的の枠に拘っていたのでは住民のニーズに対応しきれない状況にあることも実態であると考えられます。

そこで、社会教育施設の中核的な役割を担っている公民館の設置目的や役割を考察することで、その中から課題等を捉えていくことにしました。

＜公民館の設置目的・役割＞

公民館は、社会教育法第5章に「目的、設置者、事業、運営方針、基準、職員、公民館運営審議会」などの規定がされています。そして、第20条には、公民館の目的として「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の向上、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と示されています。

この規定からは、公民館は単なる貸館的な施設ではなく、地域住民の日常生活に密着して、その課題解決を図るための総合的な社会教育施設であること。住民自治や住民主体の機能と性格を持った施設であること。その運営も地域の人々の生活に根ざして、地域住民が主人公となる活動が期待されていることが捉えられます。

(2) 公民館等の社会教育施設活用実態と課題

① 公民館事業の実施状況

本市においては、社会教育法第24条の規定に基づき、「ふじみ野市公民館条例」により、「公民館3館、公民館分館18館、分室1館」が設置されています。特に社会教育活動の中核的な役割を担う公民館活動においては、大井中央公民館の成果として「様々な年代や生活ニーズにおける課題、問題をテーマとした講座や教室、上質な芸術文化を身近に感じ楽しむことで日常生活に潤いをもたらす舞台芸術鑑賞、市民が主体となって企画開催する市民文化祭等、各事業ともに参加者の学習意欲の向上と積極的な社会参加を促す動機及び継続的な活動を支える役割を果たしています。」（平成30年度第1回社会教育委員会議資料より）と総括されており、下記の事業等に一定の成果を上げていることが捉えられます。

＜平成29年度事業内容＞

1. 市民文化祭事業 (1)第31回子供フェスティバル (2)小中学校・団体作品展 (3)芸能祭 (4)洋舞音楽祭 (5)大会 (6)子ども劇場 (7)青年祭
2. 地域文化振興事業 (1)舞台芸術鑑賞会 (2)公民館サロン
3. 高齢者教育事業 (1)もくせい大学(教養課程・学部学科コース・館外研修)
4. 青少年教育事業 (1)子どもの城(子どもの城教室・雑木林アドベンチャー)
5. 成人教育事業 (1)子育てフリースクエア (2)子育て講座 (3)趣味講座 (4)女性セミナー (5)地域分館コミュニティ講座 (6)日本語教室 (7)人権講座

しかし、これらの事業のほとんどは平成30年度事業計画にも位置付けられており、上記.....部の、「様々な年代や生活ニーズにおける課題、問題をテーマとした講座や教室」の計画の工夫・改善の視点からすると、それぞれの地域の問題から課題を見出し、それらを焦点化して住民主体の活動を支援するといった、本来の社会教育施設が果たすべき役割として、これらの事業内容で十分であるかについては課題があるものと捉えます。

今日の少子高齢化や地域コミュニティの希薄化など社会情勢の変化に伴い、本市においても様々な地域課題が深刻化していることは明らかであり、日常生活の安定維持や持続的な地域運営のために、住民の主体的な活動による子供から高齢者までが一体となった地域環境の構築は喫緊の課題であるとも考えます。

②「社会教育事業の現状とあり方」(平成29年度社会教育委員調査・研究部会)に見られる指摘事項

昨年、本市社会教育委員会議がまとめた、「社会教育事業の現状とあり方」で、取り上げられている下記の点についての指摘を捉えなおしたいと思います。

- ① 公民館事業の目的、役割機能、及び活動意義の再確認、整理が必要
- 地域振興が主目的の一つと思われるが、分館の在り方も含め「施設と事業の見直し」と行政方針を確認。
 - ・ 地域コミュニティが弱体化している中、公民館が本来の役割？を果たしているか疑問である。
 - ・ コミュニティ育成の核になる「ボランティア人材の育成と活動の場づくり」に繋がる事業に転換することが必要。
 - ・ 他施設・事業と重複もあり、行政の管轄組織体制（特に協働推進課）も含め、効果的効率的な運用へ。
 - 利用者が激減(又は減少)しており、社会環境の変化に対応した活動に切り替える必要がある。
 - ・ 旧団地のリストラ以降、新住民の取り込みができず、少子高齢化、個人化、外部化する社会に対処できていない。
 - ・ 新施設（外部化、受益者負担）との競合になり、公民館（税金による減免無料）の事業効果が認められない。
 - ・ 高齢化等により社会教育関連認定団体(減免無料)の数が減少し、利用者減につながったか。
- ② 協働推進課の管轄する事業と新施設との効果的効率的な役割機能の整理を。
- 競合している新施設等との事業(生涯学習)との役割分担等、行政方針の確認必要。
 - ・ 協働推進課の管轄施設：フクトピア、鶴ヶ岡コミセン、大井総合福祉センター等
 - 社会教育を含む生涯学習事業との役割分担等、行政方針の確認が必要。
 - ・ 社会教育は、社会的な問題解決を支援する事業活動か、税金による個人団体の文化教養事業か。
 - ・ 生涯学習は、市民の自己責任(受益者負担)による協働・共助を基本にしたコミュニティ(地域振興)活動か。
 - 社会教育の目的でもある「地域コミュニティ人材の育成」は、公民館活動によるのか。
 - ・ 市民協働（共助）は行政の転換点でもあり、地域コミュニティの強化は「市民の自主活動」が基本。
 - ・ 公民館の分館、集会所等、地域とのネットワーク拠点の在り方と運営管理も含め方針確認が必要。
 - 公民館機能(地域振興等も)を新施設(コミュニティセンター)と文化会館に取込み、廃止するのか。
 - ・ 市の財政問題と公民館の耐震問題を前提に、有効な解決策が必要で、行政の方針と実行が問われている。一方、外部化(指定管理者等)された新施設・事業により「市民の自主、共助」が推進できるか課題である。

上記のように当該資料には、まさに本市の社会教育行政の在り方にかかわる重要な課題提起がされています。また、平成27年度に教育委員会生涯学習課から生涯学習機能を首長部局（協働推進課）に移管されたことによる社会教育・生涯学習の2本立ての行政施策、運営の在り方については、すでに3年の経緯の中での成果と課題について行政・市民による検証が必要であると考えます。それらの具体的な検証を通して捉えられる事柄の中に、本市の今後の社会教育の在り方にかかわる方向性を見出す糸口があるものと捉えます。

このような状況から、ふじみ野市の社会教育が抱える課題として、下記の点を挙げる可以考虑とします。

- 社会教育施設の役割として、活動の場としての貸館的な面がすべて否定されることではないが、地域住民に密着してそれぞれの地域課題を見出し、住民主体の活動を支援していくような事業内容の計画・立案が必要であること。
- 本市の課題である施設の老朽化への対応については、社会教育行政の果す役割がしっかりと担保される検討の場が必要であること。
- 現行の協働推進課、社会教育課の所管する施設・事業等について、相互の役割等の共通理解・認識を図る連携がより一層必要であること。
- 平成27年度から首長部局へ移管された生涯学習に関わる事務分掌の成果と課題について、すでに3年の経緯の中での行政・市民による検証の場が必要であること。

一方、施設の老朽化に伴う新たな施設づくりは、本市においても懸案事項の一つであり、今日の複雑・多様化した地域課題や住民ニーズに柔軟に対応していくためにも、単に施設をつくることではなく現有公共施設の複合化あるいは民間施設との複合施設化などへの転換を図るべきかどうかについては、社会教育行政の役割の視点からしっかりと検討していく必要があると考えます。

3 ふじみ野市における社会教育の在り方について

(1) 社会教育が担うべき役割

市民一人ひとりが、社会の一員として学びながら社会に参画し、意欲的に活動することによって地域文化の創造（まちづくり・地域づくり）が円滑に推進され、幸せで暮らしやすい地域社会を構築することができます。社会教育の役割は、そのような市民一人ひとりの学びや活動を支援していくことにあります。「個人の要望あるいは社会の要請に応え、まちづくり、地域づくり、人づくりの取組みを支援する社会教育の役割は、今日の社会構造の変化や価値観の多様化、複雑化、高度に専門化した現代社会においても変わるものではない。」この点については、平成20年2月、中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の中に、「今後我が国においては、個人の要望や社会の要請に応じて、国民が必要とする力を身に付ける学習機会が提供され、人々の学習が円滑に行われることが必要」との記述があり、むしろ、複雑・多様化した現代社会であるが故に、その果たすべき役割が強く求められていると捉えることができます。

地域課題は、それぞれの地域において異なっており、それらの課題解決ためには、そこに居住する住民が主体的に地域課題に気づき、共に協力をしながら行動していくことで改善が図られるものであります。その具体的な支援の役割が社会教育に求められているのであり、本市における社会教育行政の在り方を、これらの視点から振り返ってみる必要があると考えます。

(2) 地域課題の捉え方

地域課題については、①現に表面化している課題、②その地域にいずれ発生するとえられる課題、③住民は気づいていないが、専門家から見ての問題視される課題、の大きく3つの段階があると言われます。社会教育担当職員や公民館職員には、上記の視点からの課題の把握と分析により、これらの地域課題や住民の要望を話し合える場の提供をしていく役割が求められます。また、住民より提起された問題やニーズについて、社会教育行政の立場から、公共性や社会性あるいは緊急性等の有無について、個人の要望と社会の要請のバランスなどの視点から整理をして、具体的な支援・対応をしていく必要があります。しかし、現実的には、近年の地方自治体の傾向として、

社会教育の分野の専門職員（社会教育主事等）の配置は難しい状況にあり、一般行政枠で採用された職員が人事配置によって社会教育を担当するケースが多く、それらに具体的に対応できる職員体制あるいは専門性の確保は困難な状況にあり、本市においても例外ではない課題であると考えられます。また、せっかく社会教育の分野で経験を積んでも短い在任期間で異動となってしまうことから、なかなか地域との連携を密にして地域課題を把握していくような活動の継続ができないといった行政組織・運営上の課題として指摘することができます。

これらの改善策として、社会教育行政に関わる専門性を持った職員体制の構築と、行政との連携を密にして地域におけるファシリテートやコーディネートの役割を担える地域人材の発掘や育成を図っていく仕組みづくりを整備していく具体的な方策が必要と考えます。

（3）ふじみ野市における社会教育の資源（「人材」「事業」「施設」）活用

本市の2015年の総人口に占める割合（高齢化率、24.5%、全国平均26.6%）よりも、2.1ポイント低い数値ですが、今後、高齢化率は2045年までに8.3ポイント上昇し、32.8%に達し、およそ10人に3人が高齢者になることが見込まれています。このことから、本市においては高齢化時代に対応した学習の場の拡充と、学び続けることのできる学習環境づくりは、避けて通れない課題であると考えます。社会教育行政の観点から、「住民の暮らしを守るとともに、地域コミュニティ機能の維持をいかに図っていくか」「高齢化の進展に伴う平均寿命の伸長の中で健康寿命の伸長をいかに図っていくか」「いつまでも生き生きと学び続ける高齢者をどのように支援していけるか」などは、本市の高齢者の社会参加を促していく施策設定に大きく関わるものであると考えます。そのためにも、地域内の多様な人や団体、施設等をつなぐ仕組みや仕掛けをしっかりとした展望の下で構想していく必要があります。

人材：社会教育関係者、社会教育活動を地域で実践する住民など、コーディネータやファシリテータとしての能力を備える地域人材の養成が求められます。

また、社会教育関係職員の資質の向上を図っていく必要があります。

事業：趣味や教養分野の学習のみならず、地域の課題解決につながる学習などの企画が求められており、地域住民同士の繋がり、地域づくりの視点、地域人材の活用、現代的課題等の学習活動にシフトしていく必要があります。

施設：地域での学習活動が中心に行われる公民館等の社会教育施設には、住民の意思を反映し、住民が「集う」「学ぶ」「結ぶ」ことができる場づくりを推進していく必要があります。

① 「人材」「事業」「施設」をつなぐ人材の確保

今日の公民館活動においては、各種団体の高齢化に伴ってサークル活動の継続が困難になり、利用者が減少傾向になるなどの課題があります。基本的にサークル活動は同じ志をもって組織されたものであり、その活動の継続が困難となれば解散していくことはやむを得ない面があります。重要なことはサークル活動の継続ができないことが問題なのではなく、新たな学びの輪が広がっていかないことにあると考えます。例えば、ハイキングサークルで定期的にハイキングを行ってきたが、会員が高齢化したため継続が困難になった場合を考えてみますと、その人たちは公民館活動に積極的参加し、仲間と活動することの楽しさや生きがいを感じてきた方々ですから、自分たちの体や年齢に即した新たな活動を見出すことができたり、あるいは他の活動に参加していくことができれば、更なる生きがいになっていくも

のと考えます。大切なことは、その「つなぎ役」が必要なのであり、公民館をはじめとする社会教育施設は、その設置目的に立ち返って本来果たすべき役割と時代の変遷に伴って対応していくべき役割を再確認・検証していく必要があると考えます。

② 地域のファシリテータ・コーディネータの育成

今日のように、行政だけでは担いきれない部分を、市民との協働・連携で円滑に取り組みを推進していく体制づくりは、喫緊の課題であると捉えます。「人をつなぐ」ための役割を担う専門的な知識とスキルを持った人材の育成と確保を推進していく必要があると考えます。

③ 人材育成のための研修会・講習会等の開催

コミュニケーション力とコーディネート力の育成を図るために、各部課所の枠を超えた行政職員、学校教育関係者、地域活動指導者・参加者、大学生、高校生等を対象とした多様な職業・世代の住民が共に学び合う場づくりを推進することは重要な取組みと考えます。

本市においては、協働推進課が「生きがい学習推進計画」を作成され、様々な施策・事業にかかわる所管を明確に位置づけられていますが、事業推進にあたって各課所との連携をいかに円滑に図っていくことができるかが事業の成果を左右する課題でもあります。特に、社会教育関係者との連携はそれぞれの事業のみならず、人材の確保・育成の観点からもすべての事業に関係するほどの重要性があることから、より綿密な連携が必要であり社会教育関係者がリーダー性を発揮していく必要があると考えます。

(4) 社会教育と生涯学習の関わりの明確化

教育委員会所管の社会教育施設の継続については、社会教育法に基づく社会教育の中核となる教育施設としての位置づけが明確であるため、学校教育や家庭教育と連携した教育活動が行いやすい反面、社会教育施設である公民館と生涯学習施設である市民交流プラザやコスモスホールとの体系化が難しい面があると捉えられます。一方、これらの施設が首長部局への移管となった場合、社会教育法にとらわれることなく、市民交流プラザやコスモスホール等との連携強化により、生涯学習の場としての体系的な活用ができ、本市が掲げる「地域づくり、まちづくり」の拠点として、各地域団体等の連携の推進や活動意欲の向上を図ることができるといった可能性も期待できます。そのためには、首長部局と教育委員会の「社会教育行政の責任と役割」についての共通認識に立ったビジョンづくりが必要であると考えます。

① 社会教育施設と市民交流プラザ及びコスモスホールの役割の違い

社会教育施設とは、前述しましたように社会教育法第3条の「社会教育の奨励に必要な施設」であって、社会教育活動において利用される施設、あるいは社会教育行政が所管する施設です。教育委員会が所管する施設としては、社会教育法第5条に基づく「公民館、図書館、博物館、その他の教育施設」があり、教育基本法や社会教育法の規定に基づいて設置された施設と捉えることができ、公民館は社会教育法において生涯学習を行う拠点として位置づけられています。

市民交流プラザ及びコスモスホールとは、ふじみ野市立市民交流プラザ条例によって、「市民の幅広い活動と人とのふれあいや世代間の交流などのさまざまな市民交流活動を通じて、活力ある地域社会づくりを進めるため・・・。」として、条例・規則により設置された施設で、市民学習、文化スポーツ活動、自治会、福祉、環境、安全の確保など地域の総合的な活動拠点、市の行政全般の情報収集・提供などの機

能を有する施設として設置されています。

②「公民館」と「市民交流プラザ」の比較

公 民 館		市民交流プラザ
教育委員会	設 置 主 体	市長部局
教育委員会	運 営 主 体	指定管理者
教育委員会	職 員	専任職員の配置なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種学級講座の開設 ・ 社会教育団体の育成 ・ 集会所等への支援や協力 ・ 広報の発行 ・ 各種団体への支援、援助 ・ 職員の資質向上研修 ・ 市民や各団体への貸館 など 	主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくりに関する事業 ・ 各種学級講座の開設 ・ 広報の発行 ・ 各種団体への支援、援助 ・ 職員の資質向上研修 ・ 市民や各団体への貸館など
市教育委員会の予算	予 算	管理委託費
・ 政治政党、宗教活動営利事業等	禁 止 事 項	ふじみ野市条例にもとづく

本市においては、既に一部の公共施設の維持・管理を指定管理者に委ねており、今後の社会教育施設の維持・管理面での課題の一つでもある老朽化などへの対応について、各種公共施設の複合化や社会教育施設の機能の連携にかかわる所管のあり方など、独自の考えを導き出していく必要があります。現行の2本立てによる行政運営におけるメリット、デメリットの検証は、今後の方向性を見極めていく上で重要な課題であると考えます。

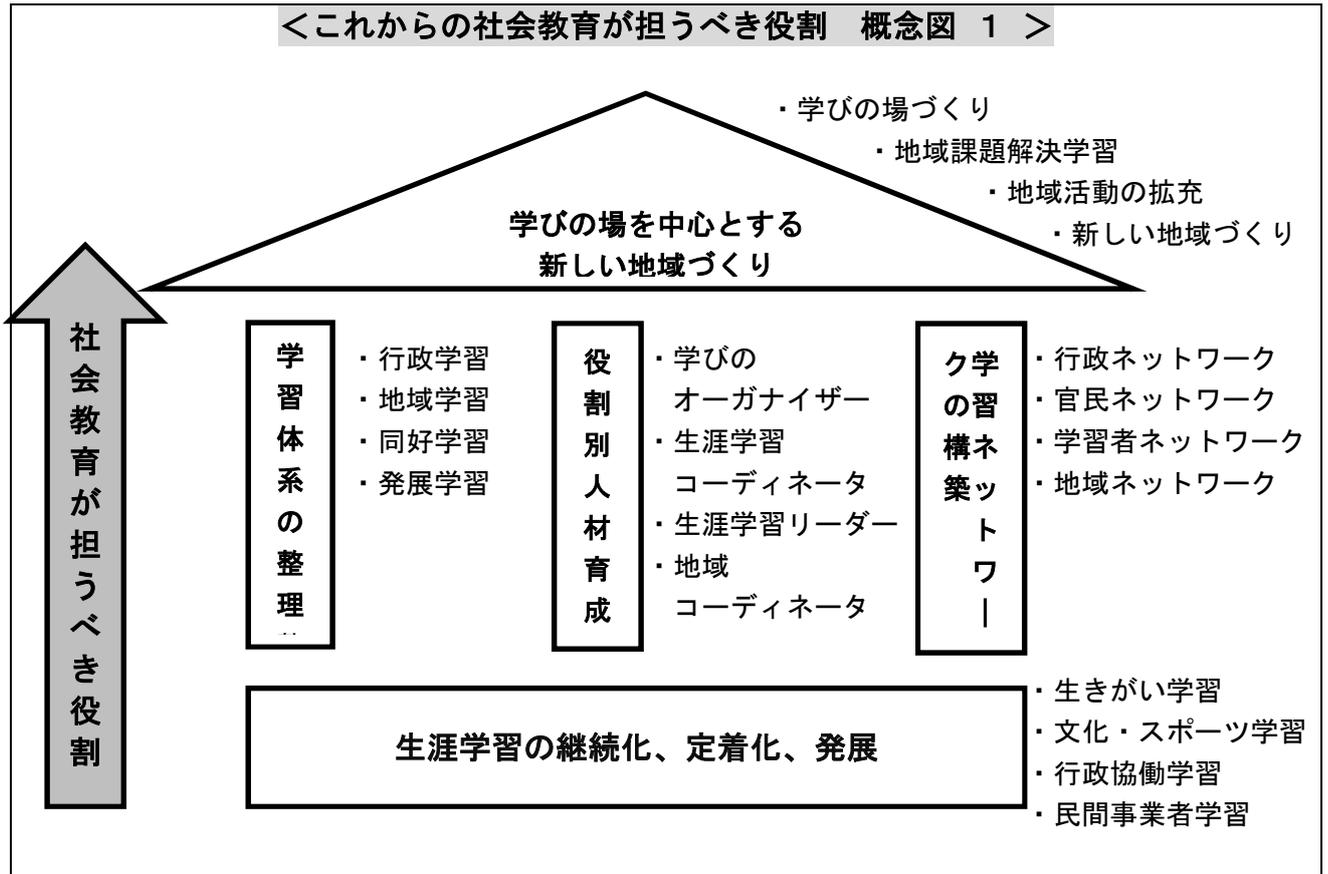
4 ふじみ野市における今後の社会教育を充実するための提案について

ふじみ野市教育長から、「今後のふじみ野市の社会教育の在り方について」の諮問を受けて、本社会教育委員会では専門委員会を設置して、関係課所等からの意見聴取の機会を得ながら現状と課題について検討してきました。

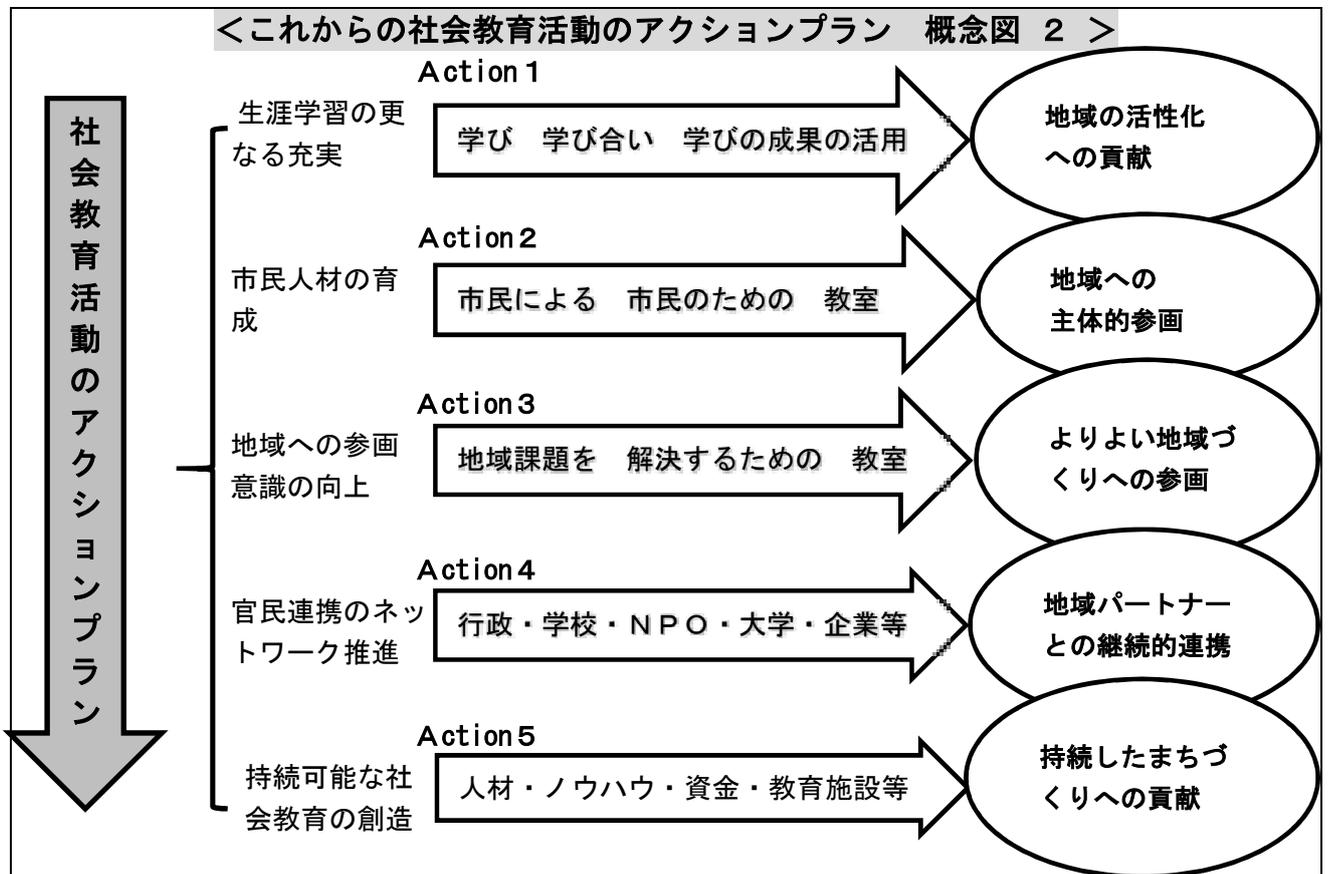
その中で、社会教育を教育委員会が所管する強みとして、「教育機関としての中立性を確保して、安定・継続的な運営ができること。」「地域における課題に対し、教育という視点から総合的に施策に取り組むことができること。」「多種多様な学習機会の提供による地域課題に取り組む多様な人材の育成ができること。」など、社会教育が果たしていくべき主たる役割として捉えることができます。しかし、現況においては、「公民意識の涵養や現代的な地域課題に関する学習支援が十分にできていない。」「首長部局が所管する多様な行政分野との連携が十分に図れていない。」などの課題が、今日の社会教育の在り方が問われる大きな要因となっているものと捉えることができます。

平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係諸法律の整備等に関する法律」いわゆる「地方分権一括法」が施行されましたが、その背景には我が国における中央集権型の行政システムによって、地方の活力が失われてきたという実態から、地方分権改革によって、国の役割を見直し、地方に権限を分散していくことで、自立した地域社会をつかっていくことを主眼にしたものでありました。しかし現実には、住民が主役としての役目を意識し、地域づくり、まちづくりに積極的に参画していこうとする意識の高まりの面で大きな課題が見られます。これらの現状認識に立って、さらに今後どのような改善の視点や方策によって、「自治体の主役は住民である。」といった住民自治・協働を基盤とした社会教育の推進・充実を図ることができるかを概念図で示しました。

＜これからの社会教育が担うべき役割 概念図 1＞



＜これからの社会教育活動のアクションプラン 概念図 2＞



(1) これからの社会教育が担うべき役割（概念図1）

この概念図1は、急激な社会変化の中で、生涯における新たな課題に対応していくことのできる力を培っていく必要性から、従来、社会教育が中核を担ってきた学校を除くすべての組織的な教育活動の在り方・仕組みの見直しにより、平成2年に「生涯学習振興法」が制定され、学校教育・社会教育・家庭教育を包含するものとして推進されてきました生涯学習を基盤として、社会教育がどのような役割を担っていくべきかについて示したものです。

生涯学習の継続化、定着化、発展を図るためには、それぞれの学びに即した学習体系の整理として、社会教育施設における学習内容の明確化により行政全体の連携の必要性が意識され、適宜な講座等の計画・立案が容易になるものと考えます。活動支援に伴う役割別の人材育成は、地域における学習を推進していくための基盤整備はもとより、様々な課題解決に向けた方策に関わる支援をしていくコーディネータ機能の充実が必要であると考えます。

学びを広げる学習ネットワークの構築については、市の協働推進課や社会教育課の事業をきっかけとしたネットワーク、官民協働事業をきっかけとしたネットワーク、学習に参加した者の交流を推進するためのネットワーク、地域の結びつきに関わるネットワークがありますが、これらのネットワークを有用性のあるものとして構築していくためには、社会教育が生涯学習の中核(推進役)としての役割を果たしていく必要があります。

そのためには、地域の課題や状況等を把握した上で、本市の総合計画や教育振興計画に社会教育に関する企画・立案等を明確に位置づけることができる専門性や地域における多様な専門性を有する人材の確保、各団体を有機的に結び付けていくコーディネータ能力、ファシリテーション能力など、社会教育職員としての資質・能力の向上をいかに図っていくかが課題となります。

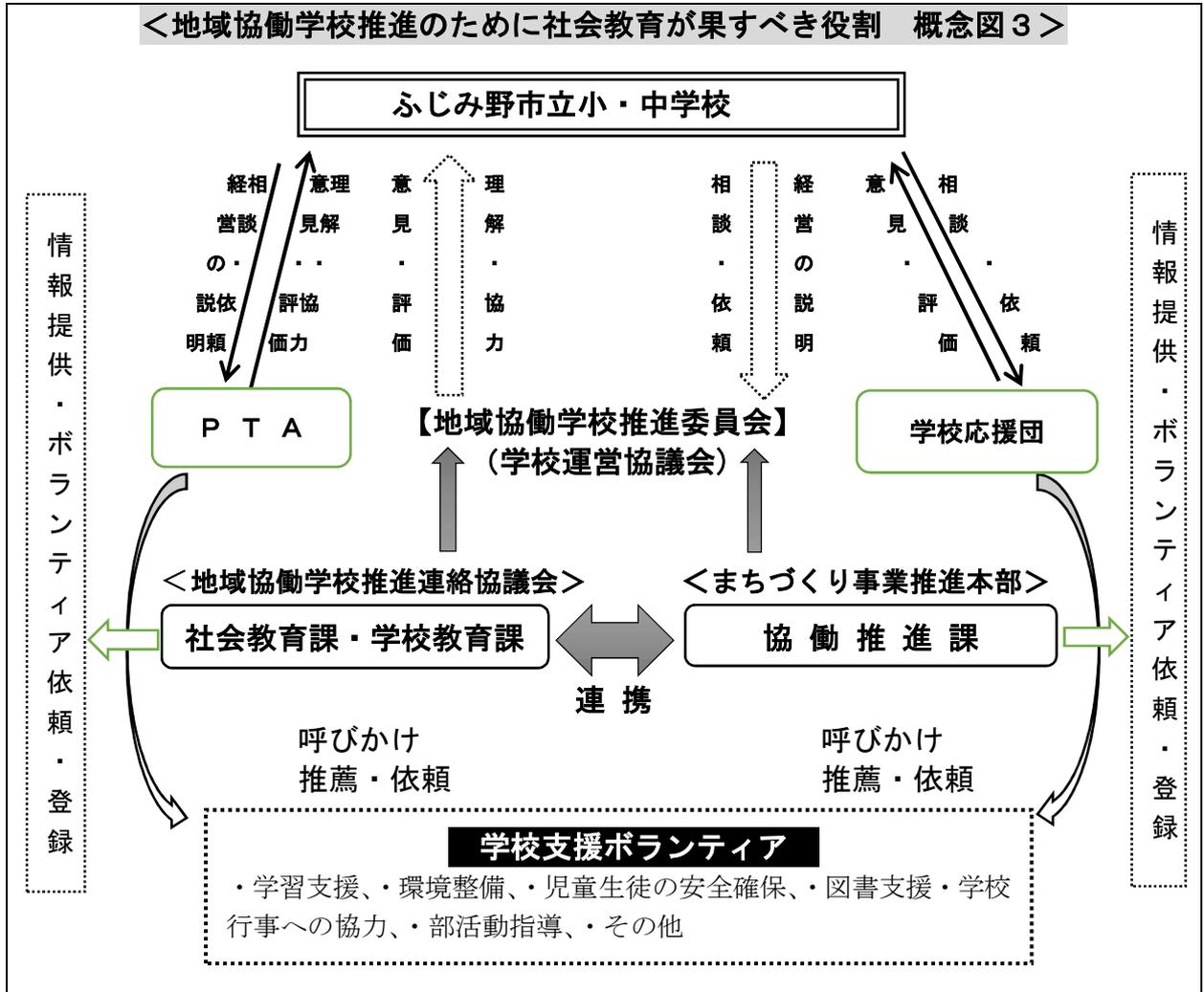
(2) これからの社会教育活動のアクションプラン（概念図2）

この概念図2は、本市の社会教育の在り方を考えていく上で取組みの柱として位置づけていく必要のあるものを示したものであり、重要なことは、Action1～5の取組みをどのように企画・立案できるかが大きなカギになるものと考えます。

- ・ **生涯学習の更なる充実**では、学び合いまではできてもその成果をどのように地域に還元できるかのシステムの構築が課題となります。
- ・ **市民人材の育成**では、本市においても人材登録データベースは整備されているが、登録されていても指導の機会がなければ機能は発揮されていないので、それらを有効に活用させるために、人材の受け入れ側が求める情報をいかにきめ細やかに提供できるようにするかが課題となります。
- ・ **地域への参画意識の向上**では、地域における交通、ごみ、子育て、防災・防犯、介護などについて、住民が課題意識をもたなければ活動の広がりを期待することはできません。これらの課題を地域の自分たちの問題として捉えられるような学習の機会をどのように構想していくかが課題となります。
- ・ **官民連携のネットワーク推進**では、市内にあるさまざまな機関は、地域への貢献が期待されており、特に、大学においては、地域課題解決に向けた先導的役割や支援、さらには学生ボランティアの活動など、大学の人的資源や機能の活用が考えられますが、継続的かつ有効な活用を図っていくためには、活用する側に明確なビジョンが描けているかが課題となります。
- ・ **持続可能な社会教育の創造**では、社会教育の本来の果すべき機能や役割に立ち返

って、しっかりとした将来ビジョンの構想のもとで、人材の育成・確保、役割や機能に係る改善・改革の手法、市民の学びを支える財源の確保、教育機関としての施設の整備などについて、市民と一体となった取組みが課題となります。

(3) 地域協働学校推進のために社会教育が果たすべき役割 (概念図3)



この概念図3は、中央教育審議会の「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(平成27年12月21日)の答申を受けて、平成29年4月に法改正・施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律における「学校運営協議会設置の努力義務化や役割の充実」、社会教育法における「地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、今日の様々な教育課題に社会総がかりで対応していく地域学校協働活動の推進」などについて、どのように整備・推進していくべきかについて表したものです。

本市においても、地域と一体となって学校づくりを進めていく、ふじみ野市版コミュニティ・スクールとして位置づけられた「地域協働学校」を円滑かつ効果的に実施していくことは、教育委員会のみならずふじみ野市政全体にかかる重要な課題であると捉えられます。本来、社会教育と学校教育はそれぞれ独自の教育機能を発揮しながら、相互に足りない部分を補完・協力し合っていくことで、大きな教育効果をあげる

ことができ、さらに地域づくりへ繋げていけるような関わりが求められます。しかし、実態的には連携・協力を積極的に進めていこうとする意識は、決して高いといえない傾向にあるものと捉えられます。しかし、今般の法改正の趣旨を具現化していく取り組みにおいては、社会教育と学校教育、さらには首長部局・地域振興課を核とした行政との連携・協力は不可欠なものであると考えられ、次のような視点での見直しを図るとともに、連携・協力を推進するために必要な組織の編制に取り組んでいく必要があります。

- 互いに連携・協力していくことで得られるメリットについて相互理解が図られているか。
- 連携・協力が必要な活動や事業内容について、実効性のあるものとして整理されているか。
- それぞれの課所における連絡・調整機能の効率化を目指した連携の在り方が構築できているか。

上記の概念図では、本市の社会教育課と地域振興課、今後、各学校に設置される地域協働学校推進委員会、さらには各校PTA・学校応援団との連携・協力の在り方をどのように考えていくべきかについて示しました。学校を核にして地域全体を学びの場として捉え、子供から大人まで地域の活性化に向けて主体的に取り組むことで、今日、希薄になりつつある地域コミュニティの再構築が可能になるものと考えます。

学校支援ボランティアは、地域の人材が活躍できる場であり、それぞれの支援者の持つ専門性は、子供たちへの授業支援、教員にとっての負担軽減のみならず、知識の補充や授業の活性化に有効に機能するものと考えます。地域の人材が学校という組織の様々な分野で支援活動をすることで、子供たち自身も地域に目を向け年齢差を超えて地域の人との繋がりを持つようになります。そして、地域の人たちも「我が地域のため」「地域の子供たちのため」にと、主体的な関わりを持って活動することで、新たな生きがいを見出していくことができます。

地域協働学校の推進においては、学校と保護者・地域住民が目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育てていく「地域とともにある学校」に転換していくことが求められます。この活動の充実を図ることで、地域の教育力の向上、地域の絆の深まり、地域の次世代の担い手の育成に繋がっていくものと考えます。

それらの活動の中核として、社会教育課あるいは地域振興課が果たしていくべき役割について、十分な検討と理解を図っていく必要があります。

ふじみ野市におけるこれからの社会教育のモデルケースとなって実践してほしいと考えます。

以下、限りある時間の中での審議でしたが、これまでの検討内容を踏まえて、「ふじみ野市における今後の社会教育の在り方について」の答申のまとめとします。

＜「ふじみ野市における今後の社会教育の在り方について」のまとめ＞

- 国の答申内容等を十分に斟酌して、首長部局への移行などは有効な成果が期待できるものであるかについて、相互理解に基づく十分な検討が必要であること。
- 社会教育関係者は、今日的課題や地域課題が多様化、複雑化、高度に専門化した現代社会であるからこそ、より一層個人の要望や社会の要請に応え、地域づくり、人づくりに取り組む社会教育の重要性を再確認し、新たな変革が必要であること。
- 社会教育施設の中核を担う公民館においては、個人の要望や趣味に応える講座が増加し、活動の場の提供になるといった課題もあるが、住民にとって身近な公共の場である公民館に、人が集い、繋がり、共に活動することの重要性は変わるもので

はなく、利用者が別の活動に参加していけるような、人、団体、施設を繋ぐ仕組みを整えていく必要があること。

- 現行の首長部局の生涯学習に関する施策・事業と、教育委員会の社会教育に関する施策・事業の二重構造について、行政・市民を交えての検証が必要であること。
- 社会教育行政の振興・充実には、専門性を持った職員体制の構築と地域におけるコーディネータやファシリテータの発掘や育成を図っていく必要があること。
- 概念図1「これからの社会教育が担うべき役割」で示した、学びを中心とする新しい地域づくりのためには、学習体系の整理、役割別人材育成、学習ネットワークなど、様々な主体が連携・協働するシステムを構築していく必要があること。
- 概念図2「これからの社会教育活動のアクションプラン」で示した、Action1から5について具現化をしていくためには、地域の特性や地域資源を把握し、領域や分野を問わず専門性を持つ行政機関、研究機関、NPO法人、団体等との連携強化に取り組んでいく必要があること。
- 概念図3「地域協働学校推進のために社会教育が果たすべき役割」で示した、地域協働学校推進は本市の重要課題でもあり、社会教育行政が核となって学校教育部門、生涯学習部門との連携を図りながら推進していく必要があること。
- これからの社会教育関係者は、住民の学習機会の提供や地域課題解決のために、専門性を持つ団体や関係機関と地域を結ぶコーディネートの役割を果たしていくことが必要であること。

おわりに

今回の答申までに、まず専門委員会で国の社会教育の方針や方向性を調査し、次いでふじみ野市における社会教育の現状について資料研究及びヒヤリングを行い、提出されたその原案を社会教育委員会議で審議し、以上のような答申となりました。

この答申は、「ふじみ野市における今後の社会教育の在り方とは」という基本方針です。これから具体的な計画（誰が、誰に、どこで、何を、いつ、どんなふうに、社会教育をするのか）つまりソフト面とハード面を具体的にプランする段階に入ります。

これを計画・開発していくチームが学びのオーガナイザーです。是非、ふじみ野市教育委員会のもとに、行政と市民の協働チームを編成し、「学びの場を中心とする新しい地域づくり」の推進がなされることを期待しております。



【資料】

ふ教社第226号

平成30年6月14日

ふじみ野市社会教育委員会議

議長 斎藤 宏 様

ふじみ野市教育委員会

教育長 朝倉



ふじみ野市社会教育委員会議への諮問について

このことについて、社会教育法第17条第1項第2号の規定により、下記のとおり諮問します。なお、答申は平成31年2月28日までをお願いいたします。

記

1 諮問事項

ふじみ野市における今後の社会教育の在り方について

2 諮問理由

戦後、社会教育は民主主義・自治の学び場としてその役割を果たしてきました。都市化が急激に進んだ高度経済成長期には、子育て、福祉、まちづくり等の分野においても住民が地域課題について学び、仲間をつくり、解決に向けて活動をしていく学びと活動の場として社会教育がその役割を果たしてきました。

一方、生涯学習が提唱されて以降、民間での学習の場や行政においても福祉や環境、まちづくり部門等において学習会や講演会、ボランティアの育成などが行われ、地域課題に関する学びの場は社会教育行政の占有領域ではなくなってきました。

また、現在の地域課題はひとつの分野で対応できるものではなく、分野を横断、連携しながら取り組むことが求められています。しかしながら学び、活動している人々のつながりや協力体制が十分にとられているとは言えません。

これからの社会教育が、共に生きる豊かな地域社会を構築していく役割を担っていくうえで必要なものは何か、社会教育委員の皆様幅広い視点からその方策を検討していただき、市民のさらなる活性化につなげたいと考えております。

このため、ふじみ野市における今後の社会教育の在り方について、諮問いたします。

【資料】

審議の経過

平成 30 年 6 月 14 日	第 1 回社会教育委員会議	教育長より諮問書を受理。今後の会議の進め方について協議。専門委員会を発足。
平成 30 年 7 月 19 日	第 1 回専門委員会議	国のこれまでの答申等の内容についての確認。社会教育行政の役割について協議。
平成 30 年 8 月 23 日	第 2 回専門委員会議	社会教育の現状と課題の視点から、地域課題の捉え方、社会施設の役割について協議。
平成 30 年 9 月 13 日	第 2 回社会教育委員会議	専門委員会の進捗状況を報告。
平成 30 年 10 月 25 日	第 3 回専門委員会議	本市の社会教育に係る組織、各施設の役割、事務の所管等について協議。
平成 30 年 11 月 6 日	臨時専門委員会議	社会教育課、協働推進課、公民館関係職員から各課所の取組や課題について意見聴取。
平成 30 年 11 月 29 日	第 3 回社会教育委員会議	専門委員会の進捗状況を報告。
平成 30 年 11 月 27 日	議長、専門委員打合せ	答申素案について共通認識。
平成 30 年 12 月 20 日	第 4 回専門委員会議	答申素案について協議、内容確認。
平成 31 年 1 月 21 日	第 4 回社会教育委員会議	答申素案について協議、答申書の確定

ふじみ野市社会教育委員会議委員名簿

No	選出区分	加盟団体等	氏名	専門委員会
1	社会教育関係者	ふじみ野市地域文庫「つつじ文庫」	中窪由香理	○
2		公民館運営審議会	郡司 お新	
3		上福岡歴史民俗資料館友の会	射田 昭男	
4		ふじみ野市体育協会	郷 秀樹	○
5		川越人権擁護委員協議会	千葉 信	
6		NPO 法人ふじみの国際交流センター	山崎 友理	○
7	学校教育関係者	ふじみ野市校長会（鶴ヶ丘小学校長）	森川 哲治	
8		埼玉県立ふじみ野高等学校	品川 秀人	
9	家庭教育関係者	ふじみ野市 PTA 連合会	石原 庸司	
10	学識経験者	男女共同参画推進審議会	斎藤 宏	オブザーバー
11		前ふじみ野社会教育委員	古川 惣一	○
12		文京学院大学	湯浅 典人	
13		淑徳大学	佐原太一郎	
14	公募委員	公募委員	大久保昭男	○

参考資料等

- ・ 国(文部科学省)の答申等
- ・ 社会教育事業の現状とあり方（平成 29 年度社会教育委員調査・研究部会）